

○財務省  
経済産業省 告示第八号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第三号の二、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年五月経済産業省告示第百九十三号）第五号、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）第十号並びに外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号）第二号の七及び第四号の規定に基づくロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 船主（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。） 原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であつて、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

一 船主（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。） 原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であつて、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

〔二〇四 略〕

〔二〇四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和七年四月一日）から適用する。